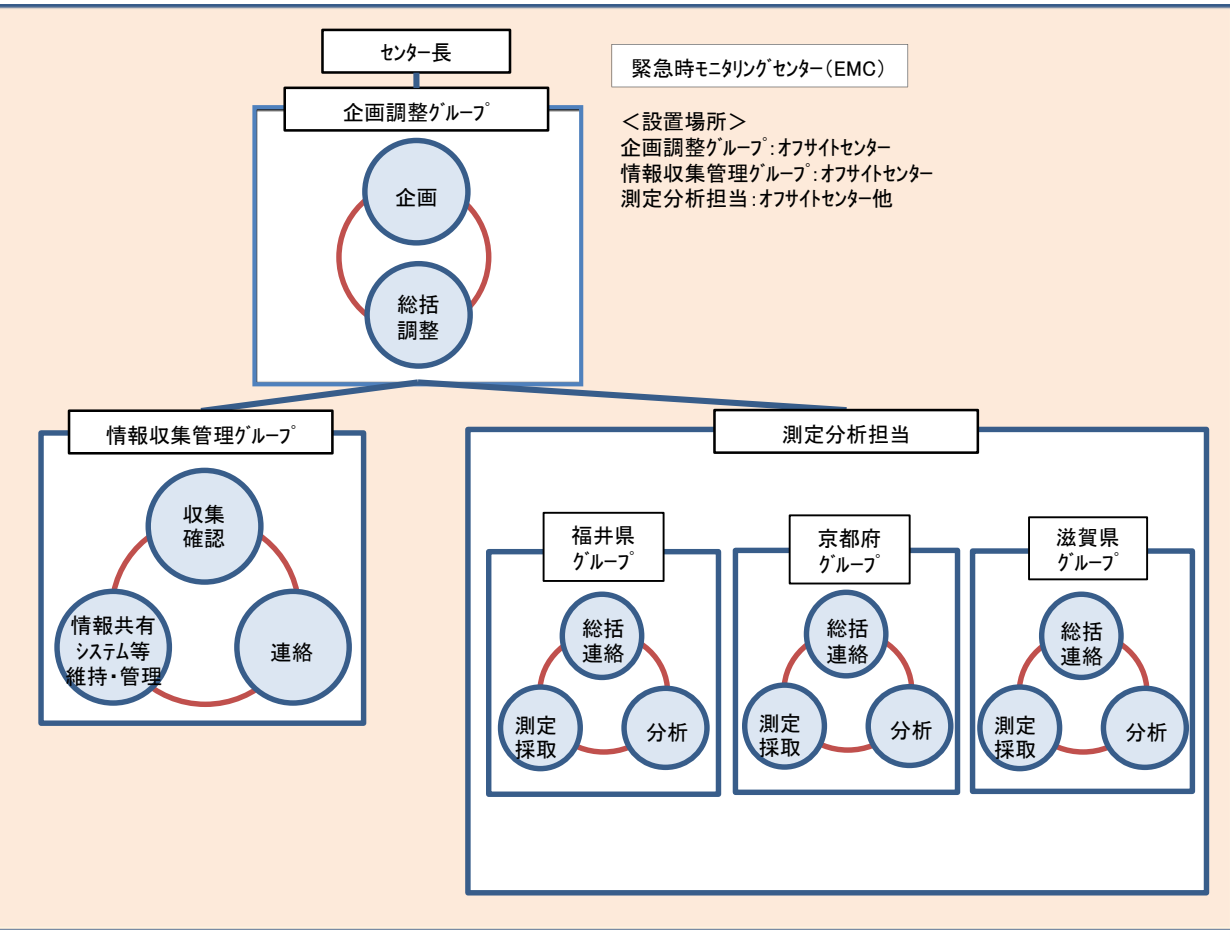


9. 緊急時モニタリングの実施体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを福井県高浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 高浜原子力規制事務所に2名、大飯原子力規制事務所に1名の高浜・大飯地域を担当する上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

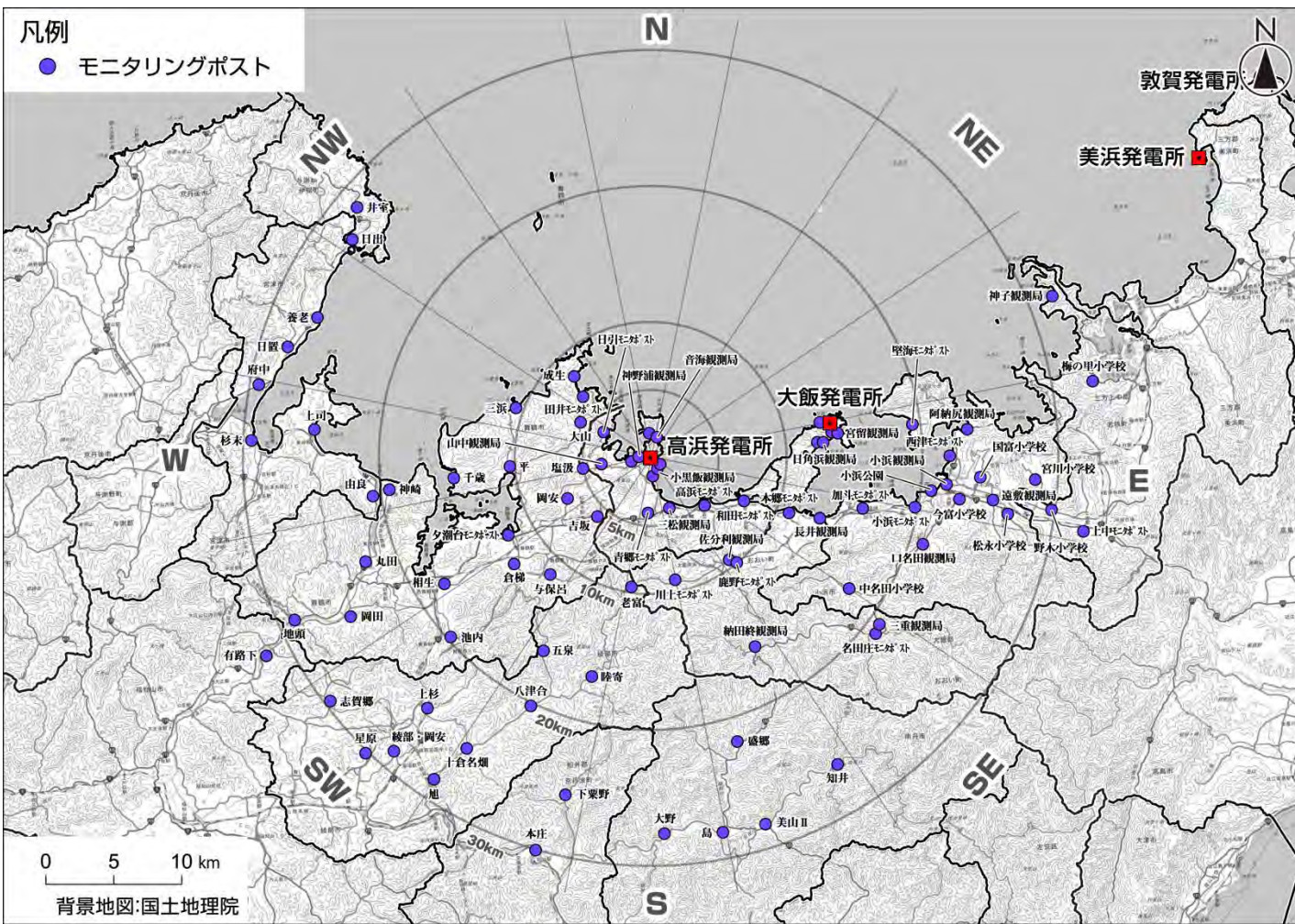
中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

高浜地域緊急時モニタリング体制

- 高浜地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の12市町(福井県4市町、京都府7市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点74地点(PAZを除く福井県19地点、京都府39地点、原子力事業者16地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 高浜発電所敷地内及びPAZ内では、14地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



簡易型電子線量計観測局【55局】
(バッテリー付)



可搬型モニタリングポスト【18台】
(バッテリー付き)



ガンマ線核種分析ラボ車【1台】
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー【5台】

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:28局(水準調査用9局を含む。)、原子力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(31局)で京都府域の放射線量等を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(7台)を配備

➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【30局】



簡易型電子線量計 【31局】



大気モニタ 【18局】
ヨウ素サンプラ【9局】



モニタリングカー 【3台】
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型ダストヨウ素
サンプラ 【3台】



可搬型モニタリング
ポスト 【7台】
(バッテリー付)